

# 神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」活動補償保険実施要綱

令和8年4月1日 地域協働局長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」(以下、「ぼらくる」とする。)において、ぼらくるに登録をしているNPO・地域団体等(以下、「登録団体」とする。)が募集したボランティア活動に参加する個人登録をしている活動者(以下、「活動者」とする。)が、その活動中の事故により、他人の生命、身体もしくは財物等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、又は傷害等を負い、医師による治療を要する状態になった場合に、これを補償することにより、ぼらくるを通じた活動を促進させ、地域での活動の活性化につなげることを目的とする。

## (保険契約による運用)

第2条 補償金の給付制度は、市が損害保険会社(以下「保険会社」とする。)と締結する保険契約により運用する。

## (補償対象者及び活動)

第3条 本制度の対象者及び対象活動は、次の各号に掲げる要件を全て満たした活動とする。

- (1) 登録団体が、ぼらくるにおいて募集したボランティア活動であること。
- (2) 登録団体が募集したボランティア活動に参加した、活動者であること。
- (3) ボランティア活動が登録団体の管理下で行われていること。
- (4) ボランティア内容は、営利・政治・宗教を目的とせず、自主的・自発的かつ公益的な市内での活動であること。
- (5) 無報酬の活動であること。ただし、最低賃金よりも低い実費弁償程度の活動は含むものとする。

## (補償対象事故)

第4条 本制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故 活動中に活動者の軽過失により、参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、活動者が法律上の賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 活動中(活動を行う場所と居住地との往復経路を含む)に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、活動者が死亡又は負傷した事故(熱中症(熱射病・日射病)及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む)をいう。

## (適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、本制度の対象としない。

- (1) 賠償責任事故

- ア 活動者の故意により発生した事故
- イ 戦争、外国の武力行使、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる事故
- ウ 自然災害に起因する事故（救助活動含む）
- エ 活動者と同居の親族に対する事故
- オ 登録団体もしくは活動者が所有し、使用し、管理する車両又は動物による事故
- カ 施設の建設・改築・改造・修理等の工事による事故
- キ 狩猟による事故
- ク 神輿・山車等の疾走やご神体等のすべり落としなど、危険な行為に起因する事故
- ケ 電動草刈り機などの機械使用中の、飛び石などによる事故
- コ 不安定なはしご等の上での作業中の事故
- サ 活動者自身の所有物の破損事故（自損）

## (2) 傷害事故

- ア 活動者の故意又は重大な過失により発生した事故
- イ 戦争、外国の武力行使、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる事故
- ウ 自然災害に起因する事故（救助活動含む）
- エ 活動者の自殺行為・犯罪行為又は闘争行為による事故
- オ 活動者の内的要因による事故
- カ ムチウチ症や腰痛等の医学的他覚所見のないもの
- キ 活動者の無資格運転や酒酔い運転、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがあつた状態で自動車等を運転している間の事故
- ク 神輿・山車等の疾走やご神体等のすべり落としなど、危険な行為に起因する事故
- ケ 脳疾患、疾病や心神喪失によるもの

- (3) 前各号に掲げるもののほか、第2条に規定する保険契約に係る保険約款において免責とされる事故

### (賠償責任事故に係る補償金の種類及び限度額)

第6条 賠償責任事故の補償の限度額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用につき、次に掲げる額を限度とする。

- (1) 身体賠償 1人につき1億円、1事故につき5億円
  - (2) 財物賠償 1事故につき1,000万円
  - (3) 保管者賠償 1事故につき500万円
- 2 前項に規定する損害賠償金及び保険会社が認めた費用とは、次に掲げる費用をいう。
- (1) 被害者に係る治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業補償、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、財物の修理代等の損害賠償金
  - (2) 保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停に係る費用
  - (3) 損害の防止又は軽減のための有益な処置費用

### (傷害事故に係る補償金の種類及び限度額)

第7条 傷害事故にかかる補償の限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡補償 活動者が活動中に発生した傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に死亡した場合は、その者の法定相続人に対し500万円を給付するものとする。
- (2) 後遺障害補償 活動者が活動中に発生した傷害事故を原因として当該事故の日か

ら180日以内に後遺障害を生じた場合は、その者に対し500万円を限度として、障害の程度により保険約款に定める区分に応じ給付するものとする。

- (3) 入院補償 活動者が活動中に発生した傷害事故を原因として生活機能又は業務能力の減失をきたし、治療のため入院をした場合は、その者に対し当該事故の日から180日を限度として、入院日数1日につき3,000円を給付するものとする。
- (4) 手術補償 入院補償が給付される場合に、その治療のため手術を受けたときは、第2条の保険契約に定める額を給付するものとする。
- (5) 通院補償 活動者が活動中に発生した傷害事故を原因として生活機能又は業務機能の減少をきたし、治療のため通院をした場合は、その者に対し当該事故の日から180日までの間において90日分を限度として、通院日数1日につき2,000円を給付するものとする。

#### (事故の報告)

第8条 活動中に事故が発生したときは、当該活動の登録団体責任者は、その原因となった事故の日から30日以内に「神戸市ボランティアマッチングサイト『ぼらくる』事故発生状況報告書兼事故証明書（様式第1号）（以下、「報告書」とする。）」、その他市が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

#### (判定)

第9条 市は、前条の報告書が提出されたときは、補償対象であるかどうかを保険会社と協議し、保険会社は、協議を踏まえて補償対象であるかどうかを判定し、その結果を書面により市に通知する。

- 2 市は、前項の判定の結果を「神戸市ボランティアマッチングサイト『ぼらくる』活動者保険補償金給付対象認定・不認定通知書（様式第2号）」により、賠償責任補償の場合は報告書の登録団体責任者に、傷害補償の場合は報告書の登録団体責任者及び負傷者又は死亡した者の法定相続人に、通知するものとする。

#### (補償金の請求)

第10条 前条第2項の認定の通知を受けた法律上の賠償責任を負った者、傷害もしくは後遺障害を受けた者、又は死亡した者の法定相続人は、補償金の請求をすることができる。

- 2 前項の請求は、保険会社が必要とする書類を、次に掲げる日から30日以内に市に提出して行うものとする。
  - (1) 賠償責任補償金にあつては、賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた日
  - (2) 傷害補償金にあつては、傷害が全治した日（事故の日から180日以内に全治しないときは、180日を超えるその日）
  - (3) 後遺障害補償金にあつては、後遺障害が確定した日（事故の日から180日以内に確定しないときは、180日を超えるその日）
  - (4) 死亡補償金にあつては、前条第2項の通知を受けた日
- 3 市は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を確認し、保険会社へ

提出するものとする。

(給付決定)

第11条 保険会社は、補償金の請求を受けたときは、その内容を審査し、償金の額を確定し、請求者に通知するものとする。

2 保険会社は、前項の規定により通知したときは、遅滞なく市にその旨を通知するものとする。

(補償金の給付)

第12条 保険会社は、前条第1項の通知をしたときは、その日を含めて30日以内に、補償金を請求者に給付するものとする。

(補償金の返還)

第13条 市は、虚偽その他不正な手段により補償金の給付を受けた者があるときは、給付を受けた額に相当する額をその者から返還させるものとする。

(補則)

第14条 補償金の給付に関して、この要綱に定めのないものについては、保険会社の保険約款を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1号)

年 月 日

神戸市長あて

神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」

事故発生状況報告書 兼 事故証明書

神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」(以下、「ぼらくる」とする。)においてボランティア募集をした活動中に、ぼらくるに個人登録をして参加した活動者(以下、「活動者」とする。)による事故が発生したので、登録団体の責任者として報告します。

■登録団体責任者

登録団体名			
フリガナ		住所	〒 _____ - _____
役職名・氏名			TEL : ( )
			MAIL :
ぼらくるで募集した活動内容			

■事故報告者 ※事故の目撃者または事故を確認された方。責任者と同じ場合は記入不要

団体名			
フリガナ		住所	〒 _____ - _____
氏名			TEL : ( )
			MAIL :

■事故情報

事故日時	年 月 日 ( ) 時 分頃	事故発生場所	
事故発生状況			

■ 傷害事故の場合

負傷者 (活動者)者	住所	〒 _____ - _____		TEL ( )
	フリガナ 氏名			MAIL : 生 年 月 日 / 年 齡 大 昭 平 令 年 月 日 / 歳
傷病名			治療見込期間	入院( 日間) 通院( 日間)
医療機関名	名称			医師名
	所在地	〒 _____ - _____		TEL ( )

■ 賠償責任事故の場合

損害を与えた者 (活動者)	住所	〒 _____ - _____		TEL ( )
	フリガナ 氏名			MAIL : 生 年 月 日 / 年 齡 大 昭 平 令 年 月 日 / 歳
身体事故の被害者 又は 財物事故の所有者	住所	〒 _____ - _____		TEL ( )
	フリガナ 氏名			生 年 月 日 / 年 齡 大 昭 平 令 年 月 日 / 歳
身体 事故	身体の傷害の内容			
	治療見込期間			
	治療医療機関名	TEL ( )		
財物 事故	損壊物名称		損壊の程度	
	修理業者		損害見込額	

受付担当課記入欄

・ 受 付 日 : \_\_\_\_\_ ・ 所属・担当 : \_\_\_\_\_

様

神戸市長

神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」

活動者保険補償金給付対象 <sup>認 定</sup>  
<sub>不 認 定</sub> 通知書

年 月 日付により報告のありました、神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」(以下、「ぼらくる」とする。)での募集により活動中の、ぼらくるに個人登録をした活動者による事故について、下記のとおり決定しましたので、神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」活動補償保険実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」  
活動者保険補償金給付対象として  $\left. \begin{array}{l} \text{認 定} \\ \text{不 認 定} \end{array} \right\}$  します。
- 2 認定の場合の手続き  
補償金請求書を、次に掲げる日から 30 日以内に、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に提出してください。
  - (1) 賠償責任補償金  
賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた日
  - (2) 傷害補償金  
傷害が全治した日 (事故の日から 180 日以内に全治しないときは、180 日を越える日)
  - (3) 後遺障害補償金  
後遺障害が確定した日 (事故の日から 180 日以内に確定しないときは、180 日を越える日)
  - (4) 死亡補償金  
この通知を受けた日
- 3 不認定の理由

※この通知書は、補償金の対象となる活動か否かを認定するものであり、保険会社の審査、保険会社との協議により補償金が支払われない場合もあります。